

車両の用途（条文）

○ 災害対策基本法（災対法）第50条第1項関係

災対法に基づく警報の発令及び伝達並びに非難の勧告又は指示

災対法に基づく消防、水防その他の応急措置

災対法に基づく被災者の救難、救助その他保護

災対法に基づく災害を受けた児童及び生徒の応急の教育

災対法に基づく施設及び設備の応急の復旧

災対法に基づく廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

災対法に基づく犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

災対法に基づく緊急輸送の確保

災対法に基づく災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

○ 原子力災害対策特別措置法（原災法）第26条第1項関係

原災法に基づく原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び非難の勧告又は指示

原災法に基づく放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集

原災法に基づく被災者の救難、救助その他保護

原災法に基づく施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧

原災法に基づく犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持

原災法に基づく緊急輸送の確保

原災法に基づく食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射線物質による汚染の除去その他の応急措置の実施

原災法に基づく原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第10条第1項関係

国民保護法に基づく警報の発令、非難の指示、避難住民等の救助、消防等に関する措置

国民保護法に基づく施設及び設備の応急の復旧に関する措置

国民保護法に基づく保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

国民保護法に基づく運送及び通信に関する措置

国民保護法に基づく国民の生活の安定に関する措置

国民保護法に基づく被害の復旧に関する措置